

## ～消費者安全調査委員会からの一葉～

(第1号(令和4年10-12月期))

消費者安全調査委員会では、身の回りでおこる生命や身体を脅かす事故について、原因を科学的に究明し、同様の事故が繰り返されないためにはどうすれば良いのか、日々議論しています。委員会での調査や議論の過程で得られた知見をわかりやすくお伝えしていきます。

### 現在は以下の4件を調査しています

#### ○学校の施設又は設備による事故等

##### 【なぜ調査をしているのですか？】

○教室の窓からの転落等により、児童生徒の死亡事故等が発生しており、学校の施設設備の安全点検等について調査を行うこととしました。

##### 【これまでの調査状況は？】

○学校へのアンケート、実際に使われている点検表、学校を訪問しての調査などを行い、課題を整理しています。科学的に安全を確保する方法や考え方、教職員以外の安全点検の担い手についても調査を行いました。



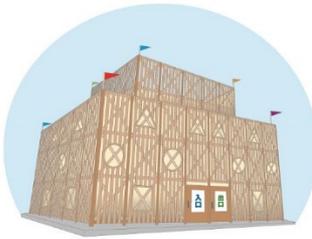
#### ○木造立体迷路の床板の落下による事故

##### 【なぜ調査をしているのですか？】

○遊園地において、遊戯施設(5階建て木造立体迷路)の床板が抜け落ち、利用客7名が約2.4m下の2階床面に転落する事故が発生し、全国に同種の施設が多数存在していることを受け、調査を行うこととしました。

##### 【これまでの調査状況は？】

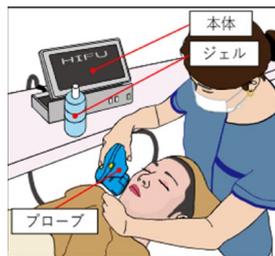
○当該施設の国内設置数含め設置環境や施設管理者の点検実施状況など実態調査や、対象施設の販売事業者・施工事業者等へのヒアリングなどを行っています。



#### ○エステサロン等でのHIFU(ハイフ)による事故

##### 【なぜ調査をしているのですか？】

○美容目的として皮下組織に超音波を照射することでたるみや痩身等の効果がうたわれているHIFU施術に関して、エステサロン等で顔にしびれや引きつけ等を発症したという申出を受け、調査を行うこととしました。



##### 【これまでの調査状況は？】

○実際に使用されている機器による照射実験や、施術者と利用者へのアンケートを通じ、実態調査を行いました。これらの調査から、①美容クリニックで医師の下で使用されている機器とエステサロン等で使用されている機器との間に能力の違いはなく、リスクのある施術であること、②施術者が、施術内容や注意事項に関する利用者への説明を十分にしていないことや、利用者がHIFU施術のリスクを認識した上で施術を受けていないこと、などが明らかになっています。

#### ○トランポリンパーク等での事故

##### 【なぜ調査をしているのですか？】

○複数のトランポリンを連結させたり、1台以上のトランポリンと他の設備を組み合わせて設置され、レクリエーション目的で、トランポリンの環境を提供する施設(トランポリンパーク等)において、骨折などの重大事故が複数発生していることを受け、調査を行うこととしました。

##### 【これまでの調査状況は？】

○全国の施設及び消費者に対しアンケートを実施し、施設の運用方法や利用実態などについて調査等を行いました。これらの調査から、施設側・利用者側にトランポリンを利用する際の危険性の認識をどのように持っていただくかといった点について課題があることが明らかになっています。



## ＜委員コラム＞

### 「今、なすべきことを考える」

(消費者安全調査委員会委員 東島弘子)



2022年10月から消費者安全調査委員会(事故調)の委員を拝命しました。それまで臨時委員・専門委員の経験はありますが、案件や報告書に関わる総括的に討議をする委員会であり、調査対象となる案件は、生命身体事故に係る幅広いものですから、責任の重さに戸惑いがあるのも事実です。

報告書にまとめられるまでには、事前情報を収集し、事故調として取り組む案件とするのかという選定があります。着手後は、現地での確認や、専門家による検証実験、ユーザーへの調査などが重ねられます。それがどうして起きたのか、その防止のためには、どこを、どのようにすれば同じような事故を防げるのか、リスクをゼロにすることはできなくても、リスクを最小限に抑え、安全を最大限にするための仕組みや機器や人のありようは、どうしたらよいのかを考えて、再発防止のために関係官庁(行政機関)に何を求めるのかをまとめるのが、事故調の役目です。消費者にとって安全な暮らしのための、取り組みを考えていきます。

これまで選定した案件は、学校施設、公共機関でのエレベーター、エスカレーターなど消費者として利用する機会が多いもの、乳幼児の玩具による気道閉塞や高齢者のハンドル形電動車椅子使用中の事故など、いずれも、身近にある事故です。それだけに報告書を早く届けたいという思いと、丁寧な検討をしたいという思いが、あります。

私自身が心がけていることは、報告書をまとめるとき、わかりやすく、こちら(事故調)の言いたいことが伝わる文言になっているか、ということです。報告書は再発防止に向けて、関係する官庁に出すという点で重く、同時に、広く私たち消費者に向けたメッセージであるからです。報告書で仮に注意喚起をしても、本当に届いてほしいところに届かなければ、意味をなさないので。そのためにも関係官庁の取り組みとともに、消費者に情報として届くことが重要です。今、なすべきことを、考えながら、これからも走りたいと思います。